

# 官報 号外

昭和四十八年四月十三日

## 第七十二回 参議院会議録第十二号

昭和四十八年四月十三日(金曜日)

午前十時三十分開議

### ○議事日程 第十二号

昭和四十八年四月十三日

午前十時開議

- 第一 国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について)
- 第二 沖繩國際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一より第三まで
- 一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

### ○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について)

大蔵大臣から発言を求められております。発言を許します。愛知大蔵大臣。

〔国務大臣愛知大蔵大臣、拍手〕

○国務大臣(愛知大蔵大臣) 昭和四十六年度的一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税

昭和四十八年四月十三日 参議院会議録第十二号 国務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について)

取納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

昭和四十六年度予算は、昭和四十六年三月二十九日に成立いたしました。

この予算は、わが国経済の持続的成長と物価の安定を確保しつつ、国民生活の充実に資するものとするため、次のような方針のもとに編成されたものであります。

第一は、財政の規模を適度なものとすること、に、経済の動向に依り機動的に財政運営を行なうよう配慮したことであり、

第二は、国民の租税負担の軽減をはかるため、所得税、住民税等の減税を行なうこととし、また、道路その他の社会資本の充実の要請を考慮して、自動車重量税を創設することとしたことであります。

第三は、社会経済情勢の進展に即応して、財源の適正かつ効率的な配分を行ない、経済の均衡ある発展と国民福祉の向上をはかるための諸施策を着実に推進することにとつとめたことであります。

昭和四十六年度を顧みますと、わが国経済は、昭和四十五年秋以降景気は沈滞の様相を呈してまいりましたが、数次にわたる公定歩合の引き下げ、財政投融资の追加、公共事業の施行促進等、一連の財政金融措置により、昭和四十六年半ばごろには

よりやく回復のきざしが見られました。しかし、昭和四十六年八月に発表された米国の新経済政策と、それに伴う国際通貨不安によって、景気は再

び低迷傾向を見せ始め、こうした内外経済情勢の変化に対応して、昭和四十六年十一月九日に補正予算が成立いたしました。

この補正予算においては、公共事業を中心とする公共投資の追加等、特に緊要となつた経費について措置すること、に、所得税減税を年内に実施するため、所要の措置を講じたものであります。

この補正予算を中心とした景気振興のための諸施策の結果、景気は十二月を底にゆるやかな上昇に転じることとなつたのであります。

このよりなわが国経済の状況を背景として昭和四十六年度予算が執行されたのであります。以下、その決算の内容を数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は九兆九千七百八十八億円余、歳出の決算額は九兆五千六百一十一億円余でありまして、差し引き四千九百七億円の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和四十七年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和四十六年度における財政法第六条の純剰余金は千八百十四億円余であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額九兆六千五百八十九億円余に比べて三千百八十八億円の増加となるのであります。この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額千七百五十六億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和四十六年度の歳入の純増加額は千三百六十一億円余となるのであります。

この内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等の増加額千六百九十億円余、公債金における減少額三百二十八億円余となつております。

一方、歳出につきましては、予算額九兆六千五百八十九億円余に、昭和四十五年からの繰り越し額七百六十一億円余を加えました歳出予算現額九兆七千三百五十一億円余に對しまして、支出済み歳出

額は九兆五千六百一十一億円余でありまして、その差額千七百四十億円のうち、昭和四十七年度に繰り越しました額は九百五十五億円余となつており、不用となりました額は八百三十五億円余となつております。

次に、予備費であります。昭和四十六年度一般会計における予備費の予算額は九百五十億円であります。その使用額は九百十四億円であります。

次に、一般会計の国庫債務負担行爲について申し上げます。財政法第十五条第一項の規定に基づき国が債務を負担することができ金額は三千九百三十二億円余であります。実際に負担いたしました債務額は三千七百五十九億円余であります。これに既往年度からの繰り越し債務額三千九百九十九億円余を加え、昭和四十六年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額二千四百九十四億円余を差し引きました額四千三百六十四億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することができ金額は三百億円であります。実際に負担いたしました債務額は百四十八億円余であります。これに既往年度からの繰り越し債務額百一十一億円余を加え、昭和四十六年度中に支出その他の理由によつて債務が消滅いたしました額百一十一億円余を差し引きました額百四十八億円余が、翌年度以降に繰り越された債務額になります。

次に、昭和四十六年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は四十三であります。これらの特別会計の歳入歳出の決算額を合計しますと、歳入決算において十九兆六千二百七十三億円余、歳出決算において十六兆八千六百三十五億円余であります。

次に、昭和四十六年度における国税取納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同



られておりますけれども、市町村立の小中学校にはこれを認めないという設置基準、拾い上げれば枚挙にいとまありません。これらは、やがて人間の差別につながり、行政水準に格差をつけ、その影響は決して少なくないと思っております。

政府は、この際、行政全般にわたって総点検し、これらの差別、格差の是正を緊急にはかるべきだと思っておりますが、政府の見解と決意のほどをお聞かせ願いたいと思っております。

第四は、決算報告に対する政治姿勢、行政態度について、この際、ただしておきたいと思っております。

決算の意義は、これまで本院でも幾たびか強調されてまいりましたが、それは単なる数字の問題ではなく、予算の執行や財政投資の結果がどのような効果をもたらしたのか、どのような誤りと欠陥があったのか、そして、問題点は何かを追求し、これをあすの政治に生かすことであろうと思っております。しかるに、政府の報告はどうか、五三四ページに及ぶ報告書も、数字の羅列、いまの大蔵大臣の報告すら、計算機に表示された数字の読み上げ、小学生でもできることで、政策担当者としての大蔵大臣の報告とは思われません。それも、順風の年、平穩無事の年ならいざ知らず、四十六年度は、日本にとって、あなた方自民政政府にとっても、かつてない重大な年であったはずであります。発想の転換だ、それ、成長から福祉への転換だ、あなた方さえラッパを吹き鳴らしたのであります。しかし、軌道修正はできず、どうにもとまらない状況が今日の日本の姿なのであります。一体、どこに政治の欠陥があったのか、問題は何かあったのか、政策の誤りはなかったのかを謙虚に洗い出し、自己批判があつてしかるべきはずであります。決算報告には、このことが一言も触れられておりません。もしその必要なしとせば、それこそ無責任政治というべきで、今日の憂うべき事態を招いた最大の要因と言ふべきでしょう。

以上の見地から、今後の決算報告のあり方について、いま指摘したごとく、財政執行にかかる評価あるいは問題点を総括するものとすべきだと思っておりますが、政府の見解をお聞きしたいと思っております。

そして、最後に、こうした態度で四十六年度を振り返つたとき、政府はいかなる自己批判があるのか。ないはずはないと思っておりますので、勇気を出して発表されたい。

いま、国民は、やる方ない気持ちで政治を見詰めております。それもそのはず、いまの政治はマッチポンプだといわれております。列島改造を吹き鳴らし、昭和国産品物語をあげ、国民が驕いでやっとな手を打つときは、時おそし、買い占め、売り惜しみに対しても、これを制御する機能を失つた政府と行政、それもそのはずと人は言っているのだ。買い占められた政府が、買い占めた大企業や商社に何ができるといふのでありましょうか。決断と実行は、そのことばがどういふのではあります。いま、田中内閣は何をなすべきか、総理の深い反省のこゝろを期待して、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 片岡勝治君にお答えをいたします。

第一問は、本来対象となっていない無籍設備等の買い上げについての監督責任の問題でございますが、昭和四十六年度決算におきまして指摘をせられた繊維工業構造改善対策費等につきましては、すでに通産省から補助金等の使用についての改善のための措置を指示しておるところでございます。今後は、再びこのようなことの起こらないように、関係機関等に対する指導監督を一層強化してまいりたいと思えます。

次は、日本航空機製造株式会社についての監督責任と今後の対策についてでございますが、日本航空機製造株式会社は、本年度で予定の百八十機の生産を完了し、今後は、そのアフターサービスを行なっていくことになるわけでございますが、その際、補給用部品に関しては、調達基準の厳格化、在庫管理の適正化などについて十分な改善措置を講じさせる所存でありまして、現在その指導につとめておるところでございます。

次は、日本貿易振興会に対する監督責任等の問題でございますが、本件につきましては、政府としては、直ちに債権債務関係の実態を調査把握するとともに、適切な経理処理を指導し、現在までには整理が終了しております。また、今回の問題にかんがみ、会計経理についての知識と認識の周知徹底をはからせるとともに、債権債務の管理につきましての内部規程の整備を命じておる次第であります。政府としては、一層監督を強化するとともに、適切な経理処理を指導してまいりたいと思っております。

四十六年度は、福祉政策転換への第一歩を踏み出すべき年であったということでございますが、御承知のとおり、四十六年度は、わが国の経済は、不況から回復へのきざしが見られつつある年でございますが、同年八月にニクソン新経済政策が実施されたわけでございます。国際通貨不安によって再び停滞を続けることになった年でございます。このような事態に対処いたしました。国際通貨問題の早期解決のために、国際的に協力をしながら、総合的な対外経済政策を推進しなければならぬ年であったわけでございます。

その意味で、公共投資の拡充、年内減税の実施等で福祉政策を展開しながら、国際収支対策にも努力をいたしたわけでございます。また、四十七年度以降におきましては、従来の輸出優先政策、成長経済政策という経済構造を改めまして、国民福祉と国際協調型へと指向した経済構造への転換をはかってまいりました。

御承知のとおり、四十六年、四十七年と引き続く、国際収支の問題、平価調整の問題等で、わ

が国がかつて経験をしたことのない事態に直面をして、これが対策に努力をいたしました。御指摘のとおり、五十二年度までの経済社会基本計画を作成しまして、社会福祉の拡大、生活環境の整備、社会資本の拡充等、御指摘のような政策に一路邁進を続けておるわけでございます。格段の御協力を切にお願いをいたします。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣(愛知揆一君) お答え申し上げます。

第一は、四十六年度に大幅な剰余金、繰り越し金、不用額が発生したことについての御意見でございますが、昭和四十六年度の新規剰余金はかなり多額にのぼっております。二百九十七億円というより剰余金を生じたこと、及び、歳出におきまして八百三十五億円というより不用額を生じたことに基づくものでございます。

これらを御説明申し上げますと、第一に、歳入が予算額を上回りましたことは、補正予算の編成、財政投資の追加など積極的な景気対策の効果もあつて、わが国の経済が予想以上に順調な回復過程をたどつたために、収収も大幅な増収となつたということが一つの原因でございます。この点からいたしますれば、むしろ景気の浮揚を目的とした補正予算の編成というようなことが当時の財政運営としては適切であつたということが言えるのではないと思ひます。

歳出における不用額が八百三十五億円のほつておりますことは、例年に比較してかなり大きいのでございますが、これは、一つは医療費の伸びが当初見込みを下回りましたこと、それから健康保険法の改正法案が成立するに至らなかつたというような特殊の事情によるものでございまして、また、住宅関係費等につきましても、特殊の当時の要因によるところが大きいと思ひます。

一方、繰り越し金九百五億円がございまして、これは歳出予算額に対する比率が〇・九二%でござい

昭和四十八年四月十三日 参議院会議録第十二号

國務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について)

二九四

さいます。例年に比較して決して大きなものではございません。しかしながら、繰り越し金や不用額が多額にのぼることは決して好ましいことではございませんので、今後ともこれらの点については十分注意してまいらなければならないと思ひます。

第二は、四十六年度の税収の実績は見込みをはるかに上回つておる。もつと税収見込みを正確に行なわなければいけないという御指摘でございます。四十六年度の一般会計税収の決算額は、修正後予算額に対して千六十七億円の増加になっておりますことは事実でございます。この増加の主因は、申告所得税が千二百九十八億円の増収となつておることでございます。これは、土地の長期譲渡所得に対する税率が四十六年末までの一〇％から四十七年には一五％に上昇することに伴ひまして、いわばかけ込み譲渡もございまして、土地の譲渡所得の申告が見込みを大きく上回つたことがその主因であらうと思ひます。税収見積もりにつきましては、もちろん、今後とも適正な見込みを行なうように、一段と努力を新たにしなければならぬと思ひます。

第三は、四十六年度において、より大幅な減税を行なうべきであつたという御指摘でございます。四十六年度におきましては、当初の税制改正によりまして、初年度千六百六十六億円の増収に及びまして、四十六年度の秋に得税減税を実施したほか、四十六年度の秋には、当時の経済情勢にかんがみまして、財政面から景気浮揚をはかるために、千六百五十億円に及びます異例の年内減税を実施したわけでありまして、これによりまして、納税者には、四十六年分の所得税につきまして、近來例のない二回に及ぶ減税の効果が及んだことになるわけでございます。国民の負担軽減の面からも減税が不十分であつたとは言えないと存する次第でございます。

その次は、予算査定、算定基準に、中央と地方、あるいは国と地方公共団体の関係、あるいは民間との間に、人事、給与、施設等について差別

がある、差別的行政は廃止すべきである、こういう御指摘でございます。給与とか施設などの予算査定にあたりましては、国の中央官署と地方官署、あるいは国と地方公共団体といった観点から差別をつけるというふうなことはございませぬ。すなわち、予算査定にあたりましては、その必要とする実態を把握して必要額を計上するのでございまして、一例をあげますと、公務員の給与につきましては、経験年数、勤労官署の規模等から決定されるものであります。また、施設につきましては、その官署の目的や規模や勤務職員数の差から来る違いはありましようけれども、中央官署、地方官署というところで差別は行ないませぬ。また、国と地方公共団体との場合も同様でございます。施設費の補助、単価等に差があるといひますれば、それはその施設の目的や規模などから来るものでありまして、頭から差別をつけるというところで査定をしておりませぬことは、御案内のとおりと思ひます。

最後の御質問は、決算報告等の改善についてでございます。決算につきましては、財政法等の定めるところによりまして、予算の区分に対応する項・目ごとの決算状況を明らかにしておるわけでございますが、さらに、国会における決算の御審議の参考にするために「決算の説明」という書類を提出していることも、御承知のとおりと思ひます。これには、主要な事項についての予算の計画と決算の実績の数量的の対比はもとよりでございますが、過去数年間の実績の推移等も掲げまして、できるだけ決算の状況をわかりやすく御理解いただけるようにつとめておるつもりでございますが、なお、御指摘もございましたので、今後とも予算の執行の効果等について適切に説明につとめるよう、御理解を一段と仰ぐことがございますように努力を新たにいたしたいと、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 二宮文造君。

二宮文造君登壇、拍手)

○二宮文造君 公明党を代表して、引き続き、主として決算検査報告を中心に質問をいたします。

会計検査院の昭和四十六年度決算検査報告では、要検査箇所四万七百一カ所に対し、実施検査箇所は二千八百九十一カ所、その比率はわずかに七・一％であります。さらに、指摘事項としてここに掲記されておりますのは、百九十九件、十五億四千七百二十四万円にのぼつておりました。これを実地検査比率七・一％で単純計算しますと、指摘事項の金額は僅に二百億円をこすという推測が出てくるのであります。このような推測を生み出す検査報告では、憲法に規定された決算添付書類にふさわしいと言えますかどうか、また、七・一％という少ない実地検査率で、はたして適正な財政執行を審査することができようか、またはなはだ疑問であります。総理の見解並びにその改善策についてお伺いしたいと思います。

次に、不当事項百九十九件のうち、百八十三件は、補助金の不当支出であつて、その極端な一例として、北淡路開拓事業が指摘を受けております。これは、北淡路の一定地域の農家が持つ山林を事業費等十三億五千万円を投じて開墾し、ミカンを栽培しようとするものであります。ところが、造成済みの九十五ヘクタールのうち、ミカンの植わつたのはわずか十五ヘクタール、しかも、構成員の半数近くは非農家であり、農地開発事業の目的は全く達成されていないと指摘されているのであります。おそらくその大部分の土地が、別荘地など、土地会社のものに帰することは想像にかたくなりません。本件並びにややともすれば乱脈にならうとする農薬関係補助金について、まず総理の見解を伺いたい。

また、今日の大手企業等の土地買い占めに関連して、補助金によって造成された農地が他用途に転用される場合、特別徴収金を賦課すること等も検討すべきではないか、このように思ひますが、

答弁をお願いしたいのであります。

次に、日米相互防衛援助協定に基づく軍事有償援助は、その国産化が進められるにつれて次第に減少しておりますが、それでも、昭和四十六年度の中央調達にかかる軍事有償援助の契約額は百二億六千三百万円になっております。しかも、昭和四十七年末現在で、これまでの契約分のうち、米国の事情のため八十件、五十一億六千万円が未納入になっており、その内訳は、四十三年度契約分四件、一億一千万円、四十四年度分四件、二億二千万円、四十五年分十六件、四億五千万円、残りが四十六年度分となつております。また、未納入の品目は、パヅ調連器材、ファントム戦闘機の計器、ナイキ、ターターといった誘導武器となつております。このように、代金を前払いしたのに納入されないかわからない、また、その代用品も購入しないというのでは、自衛隊の業務計画は、アメリカの御都合まかせとなり、年間計画さえ組めないのではいかと考えられますが、どうですか。これら未納入のものに対してどう対処するのか、具体的な説明をいただきたい。

さらに、昭和四十二年度までは、検査報告において各年度ごとにこれらのことが未確認額として記載されていたのでありますが、四十三年度以降は検査報告に何らの説明も加えられておりません。予算執行上の重要な説明要素であり、しかも各年度にまたがる説明を省略することは適切でないと考えられるのであります。会計検査院に改善方をこの場所をかりて要請しておきます。

次に、東京都千代田区内幸町一の一の二に所在する国有財産の売り払いについてお伺いしたい。

政府は、昨年十二月二十七日、これらの土地、建物を第一勧業銀行に売却決定をしております。場所は、例のNHKあと地からわずか百メートルの地点であります。そこで、端的にお伺いしたい。まず、第一点は、売却の経緯を明らかにしたい。

ただきたい。

第二点、この売却がNHKと地の価格について激しく論議されているさなかに決定されたものであり、NHKの場合は三・三平方メートル当たり一千百万円、本件の場合は三・三平方メートル当たり四百九十万円で、三分の一程度となっているのをどう考えられるか。

第三点、国有財産売却の場合、付近の売買実例というのが評価鑑定に必要な条件となっているはずであります。このNHKと地は売買実例として勘案されたかどうか。

第四点、評価鑑定の根拠は何か。政府の説明によれば、時価の三割増しという有利随意契約の特例によつたとしておりますが、建設省が発表した本年一月一日の公示価格によりすると、参考にするべき港区新橋一丁目二十八の一は、平方メートル当たり百五十一万円、同じく芝虎の門二十四の二は、平方メートル当たり百三十七万円、坪当たりは換算してそれぞれ四百九十八万円、四百五十二万円となっております。もしその三割増しとすれば、これまた六百四十七万円、五百八十七万円となる計算で、大蔵省の四百九十万円という価格は不当に低いと言わなければなりません。大蔵大臣は、この公示価格との開きをどう考へるか。

さらに、建設省が地価対策としてその権威づけに懸命となつております公示価格を無視した大蔵省の行政の姿勢、並びに明らかに国損を生ずるような国有財産の売り払いについて、行政管理庁長官の見解をお伺いしたいのであります。

第五点、買主が公共性と信用を高く要請される銀行でありますこと、さらに売買形式が随意契約である以上、政府としては、いかにして国損を防ぎ、かつ、黒い霧云々の疑惑を生ぜさせないという配慮が必要だと思ひますが、以上、国有財産に造詣の深い総理並びに関係大臣の答弁を伺いたのであります。

最後に、会計検査院法第一条には、「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。」とありま

昭和三十八年四月十三日 参議院会議録第十二号

す。行政各省庁に対する厳正なお目付役たる検査院として、けだし当然のことでありませう。また、同法第四条には、その最高機関である検査官は国会の同意を経て内閣が任命するものとあります。私は、かねてから、会計検査院の本質なりあり方なりからして、内閣と独立して職務を行なうという点をかなり強調していかなければならないと思つておられます。もし検査院が政府の任命権に押えられて政府の鼻息をうかがいつつ仕事をなさうということがあるてはたいへんであります。今日、検査官は、いずれも行政庁側ないしはそれに準ずるお役所から選ばれているわけでありませうが、この際、法の趣旨に沿つて改善されるべきではないか。すなわち、国民的立場に立ち、納税者側に立つて、庶民なり消費者なりの感覚を生かすつづつ国費の支出を監督する、あるいは経費の有効使用ということに体験を持ち実績を有する人物なども検査官選任の対象に入れるべきではないかと

いうこととあります。政府が真に検査院の職務の独立性を尊重する決意があるかどうか、あわせてこの検査官選考のあり方についてどう考へておられるか、総理の見解を伺つて、質問を終わります。

〔国務大臣田中角榮君答へ、拍手〕  
○国務大臣(田中角榮君) 二宮文造君にお答へをいたします。

第一は、昭和四十六年度検査報告では、実地検査の割合は七・一%にすぎない、改善策はどうかという趣旨の御発言でございますが、国民に對しまして直接行政サービスをしていられる実施部局の業務実績をあとから見直す検査とか監査とかいろいろ仕事を、業務実績が適正・効率的に実行されることを確保するためのものであることは、申すまでもないのでございませう。そのために行政サービスの大幅な能率低下を来たすようなことは避けなければなりません。したがうして、会計検査院の検査も抽出検査にならざるを得ないものと考へるのでございませうが、実地検査の施行割合等につきましては、

さらに研究を要する問題であると考へるわけでございます。

次は、北淡路開拓事業をはじめ、農業関係補助金が乱脈であるとの御指摘でございます。詳細につきましては農林大臣よりお答へをいたしますが、この種の問題につきましては、今後さらに関係事業の適正な執行運営につとめてまいりたいと考へます。

第三点は、国有財産の処分についてでございますが、政府としては、国有地は原則として公共用に優先して充てることとし、例外的に民間へ払い下げる場合でも、国有財産審議会への付議等、処分の適正化につとめておる次第であります。今後とも、国有地の処分につきましては、土地の有効利用と処分の公正に十分留意してまいりたいと考へます。

旧大蔵省別館につきましては、大蔵大臣からお答へをいたします。

昭和三十八年四月十三日 参議院会議録第十二号

第四点は、納税者側に立つて経費の有効使用につき経験を有する人物も検査官選任の対象に入れるべきではないかという御趣旨の御発言でございますが、国の収入支出を検査する会計検査院の検査官は、その職務の重要性にかんがみ、財政及び経理に關し豊富な知識経験を有し、人格識見その他公正なる判断を期待し得るあらゆる要素を勘案して慎重に人選を行なつておるわけでございます。広く人材を得てはどうかという御趣旨に對しては、十分考へてまいりたいと考へます。

〔国務大臣愛知揆一君答へ、拍手〕  
○国務大臣(愛知揆一君) 千代田区内幸町所在の旧東洋拓殖会社本社ビルのある地の問題でございますが、かねてから隣接地の所有者でありませう第一勧業銀行から払い下げの要望が出されておりました。慎重に検討いたしました結果、隣接地と一体として活用することが都心における土地の有効利用の見地から望ましいものと考へまして、同地を第一勧業銀行本社社屋の建設用地として払い下げの方針がきまりましたのは、昭和四十六年十二

月一日開催の国有財産関東地方審議会にはかりましてからのことと考へます。このビルには海上保安庁の水路部が入居しておりましたが、当初の予定から相当おくれまして、昭和四十七年十二月上旬に他に移動いたしましたので、かねての方針に基づいて処分を行なつた次第でございます。これが経過でございます。

当地の売り払い価格とNHKと地の落札価格との間には、御指摘のように、大きな開きがございますが、これは主としてNHKと地が競争入札という形式がとられたこととありまして、特殊な価格形成が行なわれたことによるものであると考へるわけでございます。また、両者の間には、かなりのいわゆる土地の品位差もございませうし、建物の構造等も異なつておるといふことも考慮に入れなければならなかつた次第でございます。第一勧業銀行に對する払い下げの価格は、時価の三割増しといういわゆる有利随意契約によつておりますことは、御承知のとおりでございます。この場合の時価額は、一般の国有地の売り払いの評価基準に基づきまして、相続税、固定資産税等の課税標準価格及び近傍類地の正常な売買実例等によつて算定いたしますが、民間精通者に依頼いたしました得ました鑑定評価価格を総合勘案し、そして当時すでに公表されておりました公示価格との均衡も考慮に入れて適正な評価を行なつたものでございませう。すなわち、処分当時公表されておりましたのは、昭和四十七年一月一日の公示価格でありませうので、これを基礎として一般の土地価格の推移指数によつて修正した価格と慎重に比較検討の上、公示価格との均衡を保つよう十分配慮して価格を決定いたしましたものでございませう。これが、価格決定に際してとりました政府の態度でございます。

いろいろ御指摘の点や御意見もございましたが、今後とも国有地の管理、処分にあたりましては、公正な処理に十分の配慮をまいりたいと存じております。(拍手)

二九五

二九五

二九五

昭和四十八年四月十三日 参議院會議録第十二号

置法案

國務大臣の報告に関する件(昭和四十六年度決算の概要について) 沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に関する臨時措

二九六

〔國務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 北淡路開拓事業等、農業関係補助金の乱脈については、このようなことのないよう深く反省をいたしております。

北淡路開拓事業は現に事業遂行中であり、また、営農意欲の強い農家が存在いたしてあり、地元町当局も積極的に事業の推進を要望しておりますので、非農業者に売られた土地についても、本来の農家によって利用されるようつとめてまいりたいと思っております。

各種の国の負担による、あるいは補助を行なつて造成された農用地が、万一非農業目的に転用される場合は、投下された国庫の負担金または補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律によって返還措置を講じます。また、土地改良法による特別徴収金制度の適正な運用をはかってまいりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣増原恵吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(増原恵吉君) 日米軍事有償援助による契約が、仰せのとおり、昭和四十七年十二月末現在で約五十一億円相当分、八十件の未納入がございます。このうち約三十六億円相当分、十件は、出荷予定時期がまだ到来をしておらないものでございます。したがって、残余の約十五億円相当分、七十件が、米国側の事情により納入がはかばかしているものでございます。しかし、これらも本年に入りまして逐次納入をされておりました、四十三年度から四十五年度までの未納入分について

は、最後のものもおおむね四十八年中に納入される見通しでございます。

有償援助調達物品の納入促進につきましては、例年格別努力をしておるところでございます。米国に専門の係官八名を常駐させて、さらに四十七年度には三名の担当者を派遣いたしまして、現地における事務処理の促進をはかつておるわけでございます。また、引き続きまして、パンチカード・システムによる事務機械化により有償援助調達にかかると、これはたいへん膨大な契約品目になるわけでございますが、これについてその契約履行状況を迅速的確に把握しまして納入を促進するよう、努力をしていく所存でございます。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答を申し上げます。

国有財産の払い下げにあたりましては、その価格の決定にあたりまして価格決定基準を厳重に順守する、これをやり抜かなければならぬと思っております。そして、国損を生じないように、また、社会的妥当性を失わないようにつとめなければならぬと、かように存じます。特に公示制度が始まりました地価につきましては、これはやはり国の公示制度でありますから、国は率先してこれを尊重する、これに重大なる配慮を行なり、こういふ姿勢をとるべきだと、かように考える次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

ました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長平島敏夫君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年三月二十九日

参議院議長 河野 謙三殿  
衆議院議長 中村 梅吉

沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案

沖繩國際海洋博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案

第一条 この法律は、昭和五十年に開催される沖繩國際海洋博覽會に關し、國際博覽會に關する

条約(以下「条約」という。第十五条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

(沖繩國際海洋博覽會政府代表)

第二条 外務省に、沖繩國際海洋博覽會政府代表(以下「代表」という。一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

(任務)

第三条 代表は、沖繩國際海洋博覽會に關し、条約(条約第八条の一般規則を含む。)の定めるところにより、日本国政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。

第四条 関係各省庁の長は、代表の任務に關し、必要な措置をとるものとする。

(任免)

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額額は、四十四万円とし、その他代表の給与並びに代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)

第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職



の職員例による。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、沖繩国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失ふ。

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 たいま議題となりました沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

昭和五十年に沖繩で開催される予定の国際海洋博覧会につきましては、国際博覧会に関する条約の規定により、開催国は、政府を代表し、かつ、外国の参加者に対する約束の履行を保障することを任務とする政府代表を指名することとなっております。このため、本法律案におきましては、外務省に特別職の国家公務員たる沖繩国際海洋博覧会政府代表一人を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

四月十二日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします

昭和四十八年四月十三日 参議院会議録第十二号

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事大橋和孝君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月三日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。第十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。

- 二の二 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行なう駐留軍関係離職者に対してその求職活動に要する費用を支給すること。

第十八条第二項中「同項第三号」を「同項第二号の二、第三号」に改める。

第二十条中「移転に要する費用」の下に、「同項第二号の二の求職活動に要する費用」を加える。

附則第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大橋和孝君登壇、拍手〕

○大橋和孝君 たいま議題の法律案につきまして、社会労働委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、駐留軍関係離職者の再就職を促進するため、雇用促進事業団が行なう援護業務を拡充するとともに、今後もお相当数の離職者が発生するものと予想されることにかんがみまして、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期間をさらに五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、四月十二日、熱心な質疑が行なわれましたが、質疑を終了し、採決の結果

果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

なお、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長長植木光教君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

掲載

沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

昭和四十八年四月十三日 参議院會議録第十二号 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外一件

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和四十八年四月十二日

衆議院議長 中村 梅吉  
参議院議長 河野 謙三殿

国会議員互助年金法の一部を改正する法律  
国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
第二十三条第一項中「百分の六・八」を「百分の七」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年五月一日から施行する。  
(施行期日)

2 昭和四十二年七月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行な

(職権改定)

り。

「審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載」

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和四十八年四月十二日

衆議院議長 中村 梅吉  
参議院議長 河野 謙三殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秘書官の五号俸の俸給月額を受け取る秘書官の俸給月額に相当する額」を「秘書官の五号俸の俸給月額に相当する額」に、「六等級十一号俸の俸給月額を受け取る職員」の俸給月額に相当する額を「六等級十一号俸の俸給月額に相当する額」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。  
(動続特別手当)

第二条の三 国会議員の秘書でその在職期間が十年以上であるものは、動続特別手当月額とし

て、その者が受けるべき給料月額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を受ける。  
一 在職期間が十年以上十五年未満の場合 百分の十  
二 在職期間が十五年以上二十年未満の場合 百分の十五  
三 在職期間が二十年以上の場合 百分の二十

前項の在職期間の計算については、両議院の議長が協議して定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前の国会議員の秘書としての在職期間(国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改正前の国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三百三十二条の規定による国会議員の事務補助員としての在職期間を含む)は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律(以下「新法」という)第一条の三第一項の在職期間とみなし、同条の規定を適用する。

3 新法第二条の三第一項に規定する動続特別手当の額の計算の基礎となる給料月額は、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十七号)附則第

二項の規定を適用しない場合における給料月額をいうものとする。

4 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項中「秘書官の五号俸の俸給月額を受け取る秘書官の俸給月額」を「秘書官の五号俸の俸給月額」に、「六等級十一号俸の俸給月額を受け取る職員」の俸給月額を「六等級十一号俸の俸給月額」に改める。

「植木光教君登壇、拍手」

○植木光教君 ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、互助年金の基礎歳費月額が二十四万円または二十五万円である者の年金額を、二十六万円を基礎歳費月額とする額に引き上げ、これに伴い納付金の率百分の六・八を百分の七に改めようとするものであります。昭和四十八年五月一日から施行することにしております。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては、審査の結果、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。



次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、在職期間十年以上の国会議員の秘書に、その勤務年限に応じ勤続特別手当を支給しよりとするものでありまして、昭和四十八年四月一日から適用することにしております。

以上が本法律案の内容であります。委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。午前十一時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君  
副議長 森 八三一君

議員  
塩出 啓典君 喜屋武貞榮君  
野末 和彦君 山田 勇君  
藤原 房雄君 栗林 卓司君  
藤井 恒男君 青島 幸男君  
原田 立君 沢田 実君  
中村 利次君 高田 浩運君  
上林繁次郎君 矢追 秀彦君  
三木 忠雄君 萩原幽香子君  
玉置 猛夫君 柏原 ヤス君  
黒柳 明君 松下 正寿君  
中尾 辰義君 宮崎 正義君  
田淵 哲也君 高山 恒雄君  
温水 三郎君 濱田 幸雄君  
山田 徹一君 二宮 文造君  
小平 芳平君 向井 長年君  
村尾 重雄君 小山邦太郎君  
中村 登美君 斎藤 十朗君  
中西 一郎君 君 健男君  
細川 護熙君 中村 禎二君  
竹内 藤男君 山崎 五郎君

長屋 茂君 若林 正武君  
松垣徳太郎君 小林 国司君  
亀井 善影君 石本 茂君  
佐藤 隆君 安田 隆明君  
源田 実君 二木 謙吾君  
丸茂 重貞君 山内 一郎君  
宮崎 正雄君 津島 文治君  
堀本 宜実君 大森 久司君  
白井 勇君 植木 光教君  
青木 一男君 植竹 春彦君  
木内 四郎君 杉原 荒太君  
上原 正吉君 松平 勇雄君  
劔木 亨弘君 古池 信三君  
塚田十一郎君 鈴木 省吾君  
大松 博文君 増田 盛君  
矢野 登君 志村 愛子君  
高橋 邦雄君 柴立 芳文君  
古賀雷四郎君 黒住 忠行君  
河本嘉久蔵君 初村瀧一郎君  
渡辺一太郎君 山崎 竜男君  
斎藤 寿夫君 上田 稔君  
高橋雄之助君 菅野 儀作君  
佐田 一郎君 中津井 真君  
寺本 広作君 木村 睦男君  
船田 謙君 岩動 道行君  
町村 金五君 橘 直治君  
高橋文五郎君 岡本 悟君  
徳永 正利君 鹿島 俊雄君

米田 正文君 柴田 栄君  
伊藤 五郎君 平井 太郎君  
安井 謙君 後藤 義隆君  
郡 祐一君 吉武 恵市君  
塩見 俊二君 鍋島 直紹君  
山本敏三郎君 稲嶺 一郎君  
伊部 真君 田 英夫君  
川野辺 静君 金井 元彦君  
片山 正英君 梶木 又三君  
上田 哲君 嶋崎 均君  
今泉 正三君 戸田 菊雄君  
山本茂一郎君 平泉 涉君  
沢田 政治君 野々山二三君  
大橋 和孝君 杉山善太郎君  
楠 正俊君 土屋 義彦君  
内藤善三郎君 西村 尚治君  
松永 忠二君 林 虎雄君  
小枝 一雄君 平島 敏夫君  
山本 利壽君 山下 春江君  
中村 英男君 阿具根 登君  
森 元治郎君 山崎 昇君  
田口長治郎君 八木 一郎君  
羽生 三七君 藤原 道子君  
鶴園 哲夫君 鈴木 強君  
片岡 勝治君 辻 一彦君  
加藤 進君 小谷 守君  
神沢 浄君 鈴木美枝子君  
宮之原貞光君 竹田 四郎君

議長の報告

一昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

鈴木 一弘君

大蔵委員

藤原 房雄君

予算委員

塩見 俊二君

同

足鹿 覺君

同

宮崎 正義君

同

中尾 辰義君

決算委員

三木 忠雄君

議院運営委員

高橋雄之助君

同

内田 善利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

藤原 房雄君

大蔵委員

鈴木 一弘君

予算委員

高橋雄之助君

同

田 英夫君

同

塩田 啓典君

同

内田 善利君

決算委員

中尾 辰義君

議院運営委員

塩見 俊二君

同

三木 忠雄君

同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事

峯山 昭範君 (峯山昭範君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

た。

公有水面埋立法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

最低賃金法案(村山富市君外九名提出)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(川

侯健二郎君外九名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十八年度一般会計予算

昭和四十八年度特別会計予算

昭和四十八年度政府関係機関予算

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十八年度一般会計予算

昭和四十八年度特別会計予算

昭和四十八年度政府関係機関予算

昨日十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

高橋雄之助君

同

田 英夫君

同

山田 勇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員

塩見 俊二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

塩見 俊二君

同

足鹿 覺君

同

議院運営委員

喜屋武眞榮君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

宮崎 正義君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

内田 善利君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

住宅基本法案(北側義一君外一名提出)

建設委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案可決報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

本日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

〔第九号参照〕

審査報告書

昭和四十八年度一般会計暫定予算

昭和四十八年度特別会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月三十一日

予算委員長 大竹平八郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十八年度一般会計暫定予算、昭和四十八年度特別会計暫定予算及び昭和四十八年度政府関係機関暫定予算は、昭和四十八年四月一日から同年四月十一日までの期間にかかる暫定予算であつて、昭和四十八年度本予算が年度内に成立することが困難になつたことに伴ひ、応急的措置として編成されたものである。

暫定予算の編成方針は、本予算が成立するま

での応急的措置であることにかんがみ、人件費、事務費その他行政運営上必要最小限度の経費を計上することとし、新規施策にかかる経費は、原則として計上しないこととしているが、教育及び社会政策上の配慮等から、特に措置することが適当と認められるものについては、これを計上することとしている。

昭和四十八年度一般会計暫定予算の総額は、歳入四千五百四十三億七千二百五十六万六千円、歳出七千三百九十九億七千八百六十六万二千円であつて、差引二千四百九十六億五千六百六十六万六千円の出超過となるが、国庫の資金繰りについては、二千五百億円を限度として必要に応じて大蔵省証券を発行できることとしている。

昭和四十八年度特別会計暫定予算及び昭和四十八年度政府関係機関暫定予算については、一般会計の例に準じて編成されている。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月三十一日

大蔵委員長 藤田 正明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、資金運用部資金及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の長期の運用が国民経済の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、毎会計年度の長期運用予定額につき予算をもつて国会の議決を経ることとする等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、財政投融资の原資の支柱である資金運用部資金及び簡保積立金が国民の零細な蓄積資金であり、財政投融资計画が国民経済の資源の配分に果たす役割の重要性にかんがみ、左の事項に留意すべきである。

一、財政投融资計画の策定に当たつては、国民福祉の向上及び国民生活の改善のための施策について重点的に資金の配分を行なうとともに、関係機関の金利、貸付条件の改善など適正な措置を講ずるよう努力すること。

一、財政投融资計画の総合的理解が容易でない実情にかんがみ、その様式、内容等についてさら

に検討を加えるほか、説明資料の一層の充実を図ることにより、財政投融资計画に対する国民の認識と理解を深めるよう努めること。

一、資金運用部資金及び簡保積立金の長期運用予定額の繰越しの実施並びに特別会計の予算総則に規定された強力条項の適用については、実情に即し、適正な範囲に止めること。

一、公団、事業団等の運営については、その設立の趣旨及び目的に即して、適正な業務の執行が確保されるよう配慮すること。

一、厚生年金はか各種年金の給付については、給付水準の向上に努力すること。  
右決議する。

審査報告書

関税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年三月三十一日

大蔵委員長 藤田 正明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、生活関連物資を中心に関税率の引下げを図る等関税率について所要の改正を行なうほか、特恵関税制度について適用対

象品目の拡大、適用税率の引下げ、適用停止規定の改正等を行なうとともに、関税の減免税制度について所要の整備を行なおうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和四十八年度五十三億円である。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり次の事項について配慮すべきである。

一、国際協定の確立に資するため、特惠関税制度の運用については、特惠供与種の拡大等について十分配慮するとともに、関連国内産業、特に中小企業等に及ぼす影響が甚大であることにかんがみ、より一層中小企業の近代化、構造改善等企業体質の強化に万全を期すこと。

一、生活関連物資に対する関税率の引下げについては、その減税効果が消費者価格に適正に反映されるよう流通面に関する対策を十分講ずること。

一、協定税率が適用されない国との貿易が阻害されることのないよう国内産業への影響を考慮しつつ、政府間の協議を通じ関税上の格差是正に努めること。  
右決議する。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円  
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二二